

令和7年度 第1回

「松安筑成年後見ネットワーク協議会議事録」

松安筑成年後見ネットワーク協議会事務局

令和7年度第1回松安筑成年後見ネットワーク協議会 次第
(成年後見制度地域連携ネットワーク協議会)

日時 令和7年6月2日(月) 午後1時30分～
場所 松本市役所議員協議会室(東庁舎3階)

1 開会

2 委嘱状交付

3 自己紹介

4 役員選出

5 会議事項

(1) 令和6年度事業実績報告

ア 活動実績

(ア) 各市村 (資料1-1)

(イ) 成年後見支援センターかけはし (資料1-2)

イ 事業計画実績

(ア) 各市村 (資料2-1～2-7)

(イ) 成年後見支援センターかけはし (資料2-8)

ウ 成年後見制度利用促進専門委員会 (資料3、資料3別紙)

(2) 令和7年度事業計画

ア 各市村 (資料4-1～4-7)

イ 成年後見支援センター (資料4-8)

(3) 意見交換 (資料5-1、5-2)

6 その他

7 今後の予定

第2回松安筑成年後見ネットワーク協議会 令和7年11月開催予定

8 閉会

(1 開会)

事務局 午後1時30分開会を宣言した。(委員23名のうち21名の出席があり、設置
(松本市) 要綱第6条第2項に基づき会議は成立した)

(2 委嘱状交付)

事務局 協議会設置要綱第3条に基づき、委員に対し委嘱状を机上に交付したことを説
(松本市) 明した。

(3 自己紹介)

(4 役員選出) 協議会設置要綱第5条に基づき、互選によるものとなっていることを説明し立候
事務局 補・推薦ともなかったため、会長を長野県弁護士会の「神戸委員」、副会長を成年
(松本市) 後見センター・リーガルサポートながの支部の「小松委員」とする事務局案を提示
し、委員から承認を得た。

会長 協議会設置要綱第6条1項に基づき会長が議長となりあいさつした。
先ほどの自己紹介より、当協議会はこの圏域で後見制度の利用が必要な方々の支援に、
それぞれの立場で直接関わっている関係機関が一堂に会する貴重な機会だと改めて
確認しました。これまで通り皆さまから積極的な意見をいただき、成年後見制度の利
用がより充実したものになるよう協議できればと思うのでよろしくお願いします。

副会長 同じく副会長があいさつした。
この2025年で団塊世代と呼ばれる方々が75歳を迎えました。これにより、今後
後見制度が必要となる方が爆発的に増加する事が推測されます。様々な課題はありま
すが、この機会に意見を交えて必要な時に必要な形で必要な方に後見制度の利用がで
きるよう進めていきたいと思うのでよろしくお願いします。

(6 会議事項)

議長 議長は会議事項(1)令和6年度事業実績報告書 ア 活動実績について説明を求
めた。

事務局 資料1-1について、松本市が代表して各市村の下半期の活動実績を説明、報告
(松本市) した。

(かけはし) 成年後見支援センターは資料1-2について、同様に説明、報告した。

議長 議長は会議事項(1) ア 活動実績について、意見・質問等ないことを確認し、引
き続き イ 事業計画実績について説明を求めた。

事務局 2市5村は資料2-1～2-7に基づき、令和6年度下半期の事業計画実績につ
(2市5村) いて説明、報告した。

- (かけはし) 成年後見支援センターは資料２－８に基づき、同様に説明、報告した。
- 議長 議長は会議事項(1) イ 事業計画実績について、意見・質問等ないか確認し、引き続き ウ 成年後見制度利用促進専門委員会について説明を求めた。
- 事務局 (かけはし) 成年後見支援センターは、資料３と資料３別紙に基づき、専門委員会にて検討した事例件数や事例経過について説明した。
- 議長 議長は会議事項(1) ウ 成年後見制度利用促進専門委員会について、意見・質問等ないことを確認し、引き続き会議事項(2)令和７年度事業計画 ア 各市村について説明を求めた。
- 事務局 (２市５村) ２市５村は資料４－１～４－７に基づき、令和７年度事業計画について説明した。
- (かけはし) 成年後見支援センターは資料４－８に基づき、同様に説明した。
- 議長 計画の説明の中で首長申立て件数が増加しているとあったが、受け皿の部分強化しなければならないと思いました。
議長は会議事項(2)の令和７年度事業計画について、質問・意見等ないか確認した。質問等ないことを確認し、委員から承認を得た。
- 議長 議長は会議事項(3)の意見交換について、事務局に説明を求めた。
- 事務局 (松本市) 「任意後見制度の周知方法について」をテーマとし、各委員より意見や助言等求めたい旨を説明した。
- 議長 議長は各委員に発言を求めた。
- 委員 今後利用が見込まれることは確実。任意後見制度の研修はしているし、昨年度は松本市から研修会の依頼があったのでそのような形で周知できればと思う。
- 委員 後見制度の業務の中で、任意後見の相談を受けることもある。今後需要が増える中で実際に相談を受ける側の理解不足があると思う。勉強して理解を深め、利用する側の誤解を招かないような説明が必要。専門職に繋いだ時に話が違うという事も多々ある。
- 委員 当団体で任意後見受任は松本圏域にはない。県内だと３、４件。任意後見の相談自体は増えている。やはり相互の理解不足から起こるトラブルもあると聞く。周知についてはホームページに対応していると載せてある程度。
- 委員 当団体も任意後見の受任はない。むしろ成年後見そのものが十分理解されていな

い、あるいはそれをまとめることに精一杯だと感じる。

委員

高齢者だけでなく障害者に目を向けると、障害者の地域移行が国の方針となっている中で、本人やその親の老い支度という意味でも任意後見は大切な取組みになると思う。周知について厳しい意見を申し上げるが、各事業や行政が作成する任意後見に関する案内やパンフレット、ホームページなどは分かりにくいと感じる。例えるなら魚のいない生け簀に餌をまいているようなもの。つまり当事者に全く届いていないという印象を受ける。任意後見の周知活動において、マーケティングの視点が大事だと思う。自分事として捉えてもらうため、「任意後見」という言葉をあえて使わずに、今後人生の中で起こり得る心配事や問題など、困った際の解決法のひとつとして任意後見という制度があるというような案内でもいいと思う。一般的な方、高齢者、障害者、それぞれ課題も違うし伝え方も変わらと思う。それから、福祉関係者に知ってもらうというのが重要なポイントだと思う。ケアマネージャーや相談員など、任意後見を必要とする課題を抱えていても、それに結びつかないという事もあると思うので、こういうケースには制度の活用ができるというような、ターゲットを絞った広報が効果的だと思う。チラシ1枚でまとめるというより、マーケティング、ターゲティングなどの的を絞った広報が必要だと思う。

委員

相続税などの相談もかなり増えておりそういった意味では個人との繋がりが深くなる。また、任意後見を受任している方もいると聞いている。ただし、当団体の中でも知識のバラつきはあるので、全体的なレベルアップのためにも研修や啓蒙活動を積極的に行いたい。

委員

当団体のチラシの片隅に記載がある程度。この業界だけでの周知には限界があり、やはり行政が行う一般市民へのお知らせなどに効果があると思う。任意後見に留まらず成年後見の正しい理解を広めるという事も大きな課題だと思う。

委員

やはり一人暮らしなどの現場に入る方が多いかと思うが、その中で包括支援センターに相談しながら結び付けていくという事も多々ある。先ほど話も出たが、パンフレットをもらってもうまく説明ができないという事があるので、もう少し行政も交えて一般的な方々にも説明できるような部分が必要だと思う。

委員

障害の分野から考えると、成年後見制度の理解や浸透が進んでいないと感じる。任意後見もこれが活用されるというのはイメージしにくい。任意後見は認知機能の衰える前に本人と契約を交わすが、どの段階から後見を開始するのか、ある程度事例や実績を積み重ねて課題が明確になればそれを周知して活用につなげるというのが大事だと思う。任意後見契約から後見開始にうまくシフトできなかった例が多いと聞いている。任意後見と成年後見について、専門的な窓口などを設けて周知や理解を深めてもらってから制度の利用に繋がるとよいと思う。

委員

当団体は法定後見より移行型の任意後見契約が多い。この20年ほどの間に、実際監督人が就いて任意後見に移行したのは数件くらいで、移行前の事務委任の段階

で終わる方が多い。入り口としては身元引受の依頼から始まり、任意後見契約に繋がる例が最近是非常に多くなっている。任意後見制度というあまりなじみのない言葉ではなく、高齢期にどんな事に困って誰が支えてくれるのかなどといった、高齢期全体の設計図の中での位置づけとして周知を考えることが大事だと思う。

委員

金融機関では自身でお金の管理ができない方の相談や、手続きに行きたいが来店が困難であるといった様々なケースの相談が確かに増えている実感はある。本人確認が厳しくなっている昨今、本人以外に簡単にお金を引き出すことはしない。その中で任意後見制度を利用している方もいるので、そのような制度があるという案内と共に、自分達も知識を身につけなければと感じている。また、ケースにより何を利用してもらうのが最適かというのはお客様によっても違うので、こちらで出来る事のひとつとして成年後見を案内することができたらと考えている。

委員

相談窓口として高齢者の相談を受ける中で、明確に任意後見制度の相談をしたいというケースはほとんどないのが現状。ただ、総合相談を受ける中で、選択肢として後見制度の利用という事で繋がっていく、あるいは身寄りがないとか困難ケースなどに方法のひとつとして選択をする、という事で相談者に助言するケースが多い。これまで色々な方の発言を聞いて、当事者にとって適切な制度の利用ができるような、分かりやすい周知方法を取っていくというのが一次相談窓口としての役割であるのかなと改めて認識した。

委員

地域住民の活動について福祉分野も支援している面からいうと、地域からの依頼を受けて成年後見制度の勉強会を開くとか、周知活動としてそのような事でアピールできると思う。市の出前講座なども活用して、必要な方のみならず支援する周りの地域住民にも周知や理解を得る機会を設けたい。

委員

全体の周知は必要だが、先ほどの意見の通りピンポイントに絞った周知は効果があると思う。当会は規模が小さく行政との距離が近いため連携が取りやすい。

委員

日常生活自立支援事業（以下「日自」）の利用で、今まで当会が関わってきた方に親族後見人が就いた。本来、日自は福祉サービスがメインだが、金銭管理の面も支援をしてきた。そういった部分からみると、日自か後見かの切り換えの判断は担当している職員にも難しいと感じている。まずは明確に分けて説明できるよう行政と連携し、支援者として勉強して理解した上で広報という形にしたい。

委員

周知の話だが、任意後見について知りたいと窓口相談に来る時点で、おおむね概略は分かっているのだと思う。ただ、誰に何を周知するのは考える必要があると思う。終活的なセミナーを開いたりするが、その中で要点として加えた方がよいのか、それとも個々の相談支援をする支援者に任意後見とは何かを周知した方がよいのか。周知の仕方は考えていく必要はあると思う。

委員

直接住民と触れ合う機会が多い中で、任意後見であれ法定後見であれ、制度を説

明してもその場では関心を示してくれるが結局その時にならないと他人事になる。昨年度、老い支度について講師を招いて研修会を開いた。その中でやはり後見制度は難しいと感じた。切り口としては、高齢になったらどんなことに困るのかなどといった内容から入ると自分事して捉えられるのではないかと思う。また、現場に従事する福祉職などにも制度を理解する機会を設けてもらい、現場に入る中で情報を繋げていく事も必要だと思う。

委員 皆さまの出していただいた意見のとおり。気付いたことがあれば報告して包括支援センターに繋げるようにはしている。これから団塊世代など高齢者が増える中で、職員の資質向上は不可欠。件数は少なくとも理解できるよう職員に周知していきたい。

委員 デメリットの部分も周知が必要。移行型の話が出たが、移行されずに任意後見監督人が就かないと、裁判所の監督がないので代理権を乱用される恐れがある。そういった事は周知してほしい。

議長 制度として課題となる部分は周知する側も認識しておかなければならないと感じている。任意後見契約は本人と受任者の信頼関係に頼るしかないので、その辺りや費用の面など周知する側がしっかり理解した上で周知する事が重要となる。

議長 オブザーバーに対し、全体を通して発言を求めた。

オブザーバー 参考として、統計より確認した実際に継続している任意後見監督人選任事件の（家裁松本支部）数を紹介します。松本支部での任意後見監督人選任の申立て件数は、令和6年1月～12月末間に2件です。また、任意後見監督選任事件の松本支部における管理継続中の件数は令和6年12月末現在16件、そのうち12件が松安筑圏域の事件です。意見交換会の中でも発言ありましたが、今後必要となるケースの増加が見込まれる中で、周知方法を検討していくというのは重要であろうと思われます。家庭裁判所では、法務省や日本公証人連合会作成のパンフレットを窓口に着け付けています。裁判所の関わりは、任意後見監督人を選任する場面からとなるので、窓口では一般的な制度の説明に留まります。実際に任意後見契約を行うという場面では、一次的な窓口として公証人役場を案内しますが、果たして本人にとってそれが最適かは疑問を感じています。意見にもありましたが、もっと包括的な、本人にとってどの制度が最適なのか、適当な制度を選択できるような窓口で裁判所も繋がれたらと思っています。最後に、周知方法についてお願いしたいことがあります。先ほども発言ありましたが、任意後見監督人を選任する場面で適格性なしと判断され、解任して法定後見に切り替えるという事案が少数あります。ですから、任意後見契約の段階で、任意後見人の役割や責任についてもきちんと理解してもらう必要があるのです。その点の周知や説明をお願いします。

事務局 皆さまからいただいた意見をもとに、まずは職員や支援関係者の制度理解を深め、（松本市）砕いた形で必要な方に繋がられるような包括的な仕組みとなるよう取り組んでまい

ります。

議長 議長は他に質問・意見等ないか確認し議事を終了した。

(5 その他)

事務局 その他連絡事項等ないか確認した。
(松本市)

委員 成年後見制度利用支援事業の実施要綱について、先ほど事業計画の説明の中で、対象者を首長申立てに限るという部分を変更するという村がいくつかありました。当団体もあまり事業の利用がないという事で、令和5、6年どちらか失念したが調査しました。それによると、そもそもの県のモデル要綱が首長申立てとしているため、他市町村もそれにならう形となっています。モデル要綱を改正しないと市町村も変わらないということで、働きかけて県のモデル要綱を改正していただきました。これにより、市町村も変わっていくし専門職も受任しやすくなると思います。それにより、かけはしへの負担も多少軽減され受任しやすくなるのではと考え、そのような形を目指して実施要綱を変更する手続きを進めてもらえたらと思います。

事務局 当日配布資料「成年後見関係事件の概況（長野県）～令和6年1月から令和6年12月～」および、「成年後見関係事件の概況－令和6年1月～12月－」全国版、および令和元年～6年までの概況について説明した。

(7 今後の予定)

事務局 次回の協議会開催について説明した。次回開催は11月頃の予定とし、令和7年度の上半期の活動実績や事業計画の進捗状況について説明予定とした。
(松本市)

(7 閉会)

事務局 閉会を宣言し、午後3時15分散会した。
(松本市)